

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

(略称) 在日韓国人の法的地位協定

昭和四十一年一月十七日	効力発生
昭和四十年十二月十八日	公布及び効力発生の告示 (昭和四十年条約第二八号)
昭和四十年十二月十八日	ソウルで批准書交換
昭和四十年十二月十四日	批准書認証
昭和四十年十二月十四日	批准の閣議決定
昭和四十年十二月十一日	国会承認
昭和四十年六月二十二日	東京で署名

前文	.....	ページ
第一条	永住資格者の範囲及び申請	三三五
第二条	永住者の直系卑属の居住に関する政府間協議	三三五
第三条	永住者に対する退去強制事由	三三六
第四条	永住者の教育、生活保護、国民健康保険、財産携行及び送金	三三七
第五条	永住者に対する日本の法令の適用	三三八
第六条	批准及び効力発生	三三八
末文	.....	三三九

在日韓国人の法的地位協定

(二)

○合意された議事録 ..... 三四〇

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次

ページ

韓国国籍の証明等 ..... 三四〇

公館の定義、退去強制 ..... 三四一

永住者の教育、生活保護、国民健康保険、財産携行及び送金 ..... 三四二

○討議の記録 ..... 三四五

目次

ページ

日本側代表発言 ..... 三四五

兵役又は徴用による一時的不在の取扱い ..... 三四五

永住許可申請に要する書類 ..... 三四五

教育に関する措置 ..... 三四五

国民健康保険に関する措置 ..... 三四六

外国人の財産取得に関する政令 ..... 三四六

永住者の再入国 ..... 三四六

韓国側代表発言 ..... 三四六

退去強制者の引取り ..... 三四七

国民健康保険の早期適用 ..... 三四七

在日韓国民の生活安定及び貧困者救済のための措置 ..... 三四七

(参考)

○大臣声明 ..... 三四八

目次

昭和四十年六月二十二日

東京で

在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定の署名に際して行なわれた日本国法務大臣声明 三四八

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な關係を有するに至つてゐることを考慮し、

これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、両国間及び両国民間の友好關係の増進に寄与することを認めて、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住してゐる者

(b) (a)に該当する者の直系卑屬として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住してゐる者

在日韓国人の法的地位協定

일본국과 대한 민국 간의 일본국에 거주하는

대한 민국 국민의 법적 지위와 대우에

대한 협정

일본국과 대한 민국은,

대한간 일본국에 거주하고 있는 대한 민국 국민이 일본국의 사회와 특별한 관계를 가지게 되었을을 인정하고,

이들 대한 민국 국민이 일본국의 사회 질서 하에서 안정된 생활을 영위할 수 있게 하는 것이 양국 간 및 양국 국민의 상호 관계 증진에 기여함을 인정하여,

다음과 같이 합의하였다.

제 1 조

1 일본국 정부는 다음의 어느 하나에 해당하는 대한 민국 국민이, 본 협정의 건지를 위하여 일본국 정부가 정하는 절차에 따라 본 협정의 요격 범칙 일로부터 5년 이내에 영주 허가의 신청을 하였을 때에는, 일본국에서의 영주를 허가한다.

(a) 1945년 8월 15일 이전부터 신청서까지 계속하여 일본국에 거주하고 있는 자

(b) (a)에 해당하는 자의 직계 비속으로서

1945년 8월 16일 이후 본 협정의 효력 발생 일로부터 5년 이내에 일본국에서 출생하고, 그 후 신청서까지 계속하여 일본국에 거주하고 있는 자

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3 1(b)に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されなす。

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつてゐる精神及び目的が尊重されるものとする。

2 日本国 정부는、1의 규정의 iva에 韓國國에서의 영주 허가되어 있는 자의 자녀로서 본 법정의 목적 발생 일로부터 5년이 경과한 후에 일본국에서 출생한 대한민국 국민이、本 법정의 목적을 위하여 일본국 정부가 정하는 절차에 따라 그의 출생 일로부터 60일 이내에 영주 허가 신청을 하였을 때에는 일본국에서의 영주를 허가한다.

3 1 (b)에 해당하는 자로서 본 법정의 목적 발생 일로부터 4년 10개월이 경과한 후에 출생하는 자의 영주 허가 신청 기한은 1의 규정에 불구하고 그의 출생 일로부터 60일 이내로 한다.

4 전기의 신청 및 허가에 대하여는 수수료는 징수되지 아니한다.

제 2 조

1 日本国 정부는、제 1조의 규정에 의거하여 일본국에서의 영주가 허가되어 있는 자의 직계 비속으로서 일본국에서 출생한 대한민국 국민의 일본국에서의 거주에 관하여는、대한민국 정부의 요청이 있으면、本 법정의 목적 발생 일로부터 25년이 경과할 때까지는 협의할 일임에 동의한다.

2 1의 협의에 있어서는 본 법정의 기초가 되고 있는 정신과 부득을 존중한다.

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されてゐる大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されなく。

(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和隨行したることにより刑に処せられた者を除く。）

(b) 日本国において国交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 營利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者につい

在日韓国人の法的地位協定

제 3 조

제 1 조의 규정에 의하여 일본국에서의 영주거취가 되어 있는 대한 민국 국민은, 본 협정의 효력 발생일 이후의 행위에 의하여 다음의 어느 하나에 해당되는 경우를 제외하고는 일본국으로부터의 퇴거를 강제 당하지 아니한다.

(a) 일본국에서 내란에 관한 죄 또는 외환에 관한 죄로 인하여 금고 이상의 형에 처하여진 자  
(정형우역의 인도를 받은 자 및 내란에 부화수행한 것으로 인하여 형에 처하여진 자를 제외한다)

(b) 일본국에서 국교에 관한 죄로 인하여 금고 이상의 형에 처하여진 자, 또는 외국에 영사, 외교사절 또는 그 공함에 대한 범죄 혐의로 인하여 금고 이상의 형에 처하여지고 일본국의 외교상의 중대한 이익을 해한 자

(c) 영리의 목적으로 마약류의 취체에 관한 일본국의 법령에 위반하여 무기 또는 3년 이상의 징역 또는 금고에 처하여진 자 (정형우역의 인도를 받은 자를 제외한다), 또는 마약류의 취체에 관한 일본국의 법령에 위반하여 3회 (단, 본 협정의 효력 발생일

在日韓国人の法的地位協定

ては(二回)以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

第四条

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

(a) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項

(b) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民(同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。)が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第五条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほ

永住者に  
対する日  
本国の法  
令の適用

永住者の  
教育、生  
活保護、  
国民健康  
保険、財  
産携行及  
び送金

権利の譲渡に依りての利益及び賠償に付する権利に  
対する(2)は) 利益に付する権利に

(d) 日本国の法律に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

罰するに依りての利益及び賠償に付する権利に

第 4 条

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

(a) 第 1 条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項

(b) 第 1 条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民(同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。)が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第 5 条

第 1 条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほ

か、すべての外国人に同様に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第六條

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のため

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のため

李 東 元

金 東 祚

이각 동등이 적용되는 일본국의 법령의 적용을 받는 것이 확인된다.

제 6 조

본 협정은 교환되어야 한다. 교환서는 가능한 한 조속히 서울에서 교환된다. 본 협정은 교환서가 교환된 날로부터 30일 후에 효력을 발생한다.

이상의 증거로서, 하기 대표는, 각자의 정부로부터 적당히 위임을 받아 본 협정에 서명하였다.

1965년 6월 22일 도쿄요요에서 동등히 정본인 일본어 및 한국어로 본서 2통을 작성하였다.

일본국을 위하여

椎名悦三郎

高杉 晋一

대한민국을 위하여

李 東 元

金 東 祚

日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定についての合意された議事録

日本國政府代表及び大韓民國政府代表は、本日署名された日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定に關し次の了解に到達した。

第一条に關し、

1 同条1又は2の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民國の国籍を有していることを証明するため、

(i) 申請をする者は、旅券若しくはこれに代わる証明書を提示するか、又は大韓民國の国籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。

(ii) 大韓民國政府の権限のある当局は、日本國政府の権限のある当局が文書により照会をした場合には、文書により回答するものとする。

2 同条1(b)の適用上「(a)に該当する者」には、千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引

日本國及び大韓民國の間に居住する日本國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定に關し次の了解に到達した。

日本國政府代表及び大韓民國政府代表は、本日署名された日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定に關し次の了解に到達した。

1 同条1又は2の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民國の国籍を有していることを証明するため、  
(i) 申請をする者は、旅券若しくはこれに代わる証明書を提示するか、又は大韓民國の国籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。

(ii) 大韓民國政府の権限のある当局は、日本國政府の権限のある当局が文書により照会をした場合には、文書により回答するものとする。

2 同条1(b)の適用上「(a)に該当する者」には、千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引

千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引



第三條に關し、

き続き日本國に居住してゐた大韓民國國民を含むものとす。

1 同條(b)の適用上「その公館」とは、所有者のスカンを問はず、大使館若しくは公使館として使用されてゐる建物又はその一部及びこれに附屬する土地(外交使節の住居であるこれらのものを含み)をいう。

2 日本國政府は、同條(c)又は(d)に該当する者の日本國からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う。

3 大韓民國政府は、同條の規定により日本國からの退去を強制されることとなつた者について、日本國政府の要請に従ひ、その者の引取りについて協力する。

4 日本國政府は、協定第一條の規定に従ひ永住許可の申請をする資格を有してゐる者に関しては、その者の永住が許可された場合には協定第三條(a)ないし(d)に該当する場合を除くほか日本國からの退去を強制されなむことにかんがみ、その者について退去強制手続が開始した場合において、

거주하고 있었던 대한민국 국민을 포함하는 것으로 한다.

제 3 조에 관하여.

1 동조 (b)의 적용상 "그 공관"이라 함은 소유자의 여하를 불문하고 대사관 또는 공사관으로 사용되고 있는 건물 또는 그 일부 및 이에 부속하는 토지 (외교 사절의 주거인 이러한 것을 포함함)를 말한다.

2 일본국 정부는 동조 (c) 또는 (d)에 해당하는 자의 일본국으로부터의 퇴거를 강제하고자 할 경우에는 인도권 경지에서 그 자의 가족 구성 및 기타 사정에 대하여 고려를 한다.

3 대한민국 정부는 동조의 규정에 의하여 일본국으로부터 퇴거를 강제 받게 된 자에 대하여 일본국 정부의 요청에 따라 그 자의 인수에 대하여 협력한다.

4 일본국 정부는 행정 제 1 조의 규정에 의거하여 영주 여가의 신청을 한 자격을 가지고 있는 자에 관하여는 그 자의 영주가 허가되는 경우에는 행정 제 2 조 (a) 내지 (d)에 해당하는 경우를 제외하고 일본국으로부터의 퇴거를 강제 당하지 아니함에 비하여 그 자에 대하여 퇴거 강제 수속이 개시된 경우에 있어서

- (i) その者が永住許可の申請をしているときには、その許否が決定するまでの間、また、
- (ii) その者が永住許可の申請をしていないときには、その申請をしないかを確認し、申請をしたときには、その許否が決定するまでの間、その者の強制送還を差し控える方針である。

第四条に關し、

- 1 日本国政府は、法令に従い、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が、日本国の公の小学校又は中学校へ入学することを希望する場合には、その入学が認められるよう必要と認める措置を執り、及び日本国の中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認める。
- 2 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に對する生活保護については自分の間従前どおりとする。

(イ) 그 자가 영주 허가의 신청을 하고 있을 때에는  
그 허가 여부가 결정될 때까지의 기간 또는

(ii) 그 자가 영주 허가의 신청을 하고 있지

아니할 때에는 그 신청을 하는지, 인하는지를

확인하고 신청을 하였을 때에는 그 허가

여부가 결정될 때까지의 기간

그자의 강제 송환을 자제할 방침이다.

제 4조에 관하여.

1 일본국 정부는, 법령에 따라, 행정 제 1호의 규정에서 허가하여 일본국 영주의 영주가 허가되어 있는 대한민국 국민이 일본국의 공립의 소학교 또는 중학교에 입학할 희망하는 경우에는 그 입학이 인정되도록 필요하다고 인정하는 조치를 취하고 또한 일본국의 중학교를 졸업한 경우에는 일본국의 상급 학교에의 입학 자격을 인정한다.

2 일본국 정부는 행정 제 1호의 규정에서 허가하여

일본국 영주의 영주가 허가되어 있는 대한민국 국민에 대한

생활 보호에 대하여는 일본국 종전과 같이 한다.

永住者の  
教育、生  
活保護、  
国民健康  
及財  
産、携  
送、金  
行、及

3 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民を国民健康保険の被保険者とするため必要と認める措置を執る。

4 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（永住許可の申請をする資格を有している者を含む）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合には、原則として、その者の所有するすべての財産及び資金を携行し又は送金することを認める。このため、

(i) 日本国政府は、その者の所有する財産の携行に關しては、法令の範囲内で、その携帶品、引越荷物及び職業用具の携行を認めるほか、輸出の承認に当たりできる限りの考慮を払うものとする。

(ii) 日本国政府は、その者の所有する資金の携行又は送金に關しては、法令の範囲内で、一世帯当たり一萬合衆国ドルまでを帰国時に、及びそれをこえる部分については実情に應じ、携行し又は送金することを認めるものとする。

3 日本国政府は、協定第1条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民を国民健康保険の被保険者とするため必要と認める措置を執る。

4 日本国政府は、協定第1条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（永住許可の申請をする資格を有している者を含む）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合には、原則として、その者の所有するすべての財産及び資金を携行し又は送金することを認める。このため、

(i) 日本国政府は、その者の所有する財産の携行に關しては、法令の範囲内で、その携帶品、引越荷物及び職業用具の携行を認めるほか、輸出の承認に当たりできる限りの考慮を払うものとする。

(ii) 日本国政府は、その者の所有する資金の携行又は送金に關しては、法令の範囲内で、一世帯当たり一萬合衆国ドルまでを帰国時に、及びそれをこえる部分については実情に應じ、携行し又は送金することを認めるものとする。

在日韓国人の法的地位協定 合意された議事録

千九百六十五年六月二十二日に東京で

E  
S  
T  
W  
L

三四四

1965년 6월 22일

東京에서

E  
S  
T  
W  
L





退去被強  
制者の引  
取り

国民健康  
保険の早  
期適用

在日韓  
民の生活  
安定及び  
貧困者救  
済のため  
の措置

(a) 協定の効力発生の後は、出入国管理に関する日本国の法令の規定により日本国からの退去を強制されることとなつた大韓民国国民の引取りについて、大韓民国政府は、日本政府に協力する方針である。

(b) 大韓民国政府は、協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」が執られるためには相当な準備期間が必要であることを認めるが、そのような措置ができる限りすみやかに執られることを期待するものである。

(c) 大韓民国政府は、日本国に居住する大韓民国国民の生活を安定させ、及び貧困者を救済するため、日本国政府の要請に応じ得る限り同政府に協力するための措置を同政府とともに検討する用意がある。

M · Y  
K · H · L ·

(a) 協定の効力発生の後は、出入国管理に関する日本国の法令の規定により日本国からの退去を強制されることとなつた大韓民国国民の引取りについて、大韓民国政府は、日本政府に協力する方針である。

(b) 大韓民国政府は、協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」が執られるためには相当な準備期間が必要であることを認めるが、そのような措置ができる限りすみやかに執られることを期待するものである。

(c) 大韓民国政府は、日本国に居住する大韓民国国民の生活を安定させ、及び貧困者を救済するため、日本国政府の要請に応じ得る限り同政府に協力するための措置を同政府とともに検討する用意がある。

M · Y ·  
K · H · L ·

(参考)

(在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定の署名に際して行なわれた日本国法務大臣声明)

(昭和四十年六月二十二日)

日韓協定の調印に当たり、戦後入国者の取扱いに關し、次のとおり声明する。

終戦以前から日本国に在留していた大韓民国国民であつても、終戦後平和条約発効までの期間に一時韓国に帰国したことがあるものは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する協定」第一条

の対象とはならないが、これらの人々については、現在まですでに相当長期にわたり本邦に生活の根柢を築いている事情をも考慮し、協定発効後はわが国におけるその在留を安定させるため好意的な取扱いをすることをとし、本大臣において特別に在留を許可するとともに、更に申請があつた場合にはその在留状況等を勘案して、可能な限り入国管理法令による永住を許可する方針をとることとした。

右に伴い前段に該当しない大韓民国国民である戦後入国者についても、平和条約発効日以前から本邦に在留していたことが確認される場合には、情状によりこれに準ずる措置を講ずることといたしたい。

(参考)

この協定は、多年の間日本国に居住している大韓民国国民及びその特定の直系卑属に、日本国で永住する資格を認め、かつ、その退去強制事由及び教育、生活保護等の国内処遇について定めるものである。